

# 喜多方市木材利用推進方針

平成 24 年 2 月 1 日制定

## 第 1 趣旨

木材は、調湿性、断熱性、緩衝性に優れ、紫外線を吸収する効果、リラックス効果等を有する再生可能な地域資源であり、その利用を推進することは、木材生産を行うための適正な森林整備による森林の公益的機能の発揮、循環型社会の形成、地球温暖化の防止に加え、林業・木材産業の振興による地域経済の活性化に寄与するものである。

以上のことから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、市内の公共建築物等における木材利用の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「公共建築物」とは、国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準じる建築物をいう。
- 2 「地域材」とは、市内その他の会津地域の森林から生産された木材又は国内の森林から生産された素材を市内その他の会津地域の製材所等で製材品等に加工された木材のことをいう。
- 3 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部若しくは一部に木材を利用することをいう。
- 4 「木質化」とは、建築物の新築、増築又は改築若しくは模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

## 第 3 市内の公共建築物における木材利用促進のための基本的事項

### 1 木材の利用を推進すべき公共建築物

本方針において木材の利用を推進すべき公共建築物は、次に定めるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が市内において整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 国又は地方公共団体以外の者が市内において整備するもので、次に該当し広く市

民に利用される建築物

ア 学校、幼稚園その他これらに類する教育施設

イ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設

ウ 病院、診療所

エ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設

オ 博物館、美術館その他これらに類する社会教育施設

カ 車両の停車場その他旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物

キ 高速道路等の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所及び関連施設等

## 2 地域材の利用促進

公共建築物を整備する際の木材の利用については、できる限り地域材の使用に努めるものとする。

## 3 公共建築物等の整備のための地域材の安定供給の確保

市は、福島県、公共建築物等の整備に係わる民間事業者、林業従事者、木材関連業者、木造化を推進する建築士等と連携を図り、公共建築物や民間建築物への木材利用の推進とそれに供する地域材の安定供給体制の整備促進に努めるものとする。

## 第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

### 1 公共建築物における地域材の使用

市が実施する公共建築物の木造化又は木質化は、次に挙げるいずれかの理由に該当する場合を除き、原則として地域材により行うものとする。

- (1) 法令等の規定により、地域材の指定ができない場合
- (2) 製品に要求される品質及び性能の確保が困難である場合
- (3) 地域材の供給が困難な場合
- (4) (1)～(3)に挙げるもののほか、地域材を使用することが困難であると市長が認めた場合

### 2 公共建築物の木造化の推進

市が整備する公共建築物のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物については、次に挙げるいずれかの理由に該当する場合を除き、原則として木造により整備するものとする。

また、木造化が困難な場合においては、木造と非木造との混構造とすることを検討

するなど、できる限り木材の利用に努めるものとする。

- (1) 建築基準法その他の法令により木造化が困難な場合
- (2) 建築物等に要求される品質、性能、耐久性、維持管理等の理由により木造化が困難な場合
- (3) 増築又は改築する場合において、既存施設との機能上又は景観上の一体性及び調和の観点から木造化が適当でない場合
- (4) 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、文化財を収蔵する施設、文化的価値の高い建築物など建築物に求められる機能等の観点から木造化を図ることが困難な場合
- (5) (1)～(4)に挙げるもののほか、木造化することが困難であると市長が認めた場合

### 3 公共建築物の木質化の推進

市が整備する公共建築物において、木造により整備できないと判断された場合は、次の表1に該当する箇所については、建築基準法その他の法令、施設に要求される品質及び性能等を総合的に考慮し、可能な範囲で木質化を図るものとする。

表 1

内外別	用途	箇所
内装	居室	事務室
		会議室
		展示室
		教室
		集会室
		相談室
		アリーナ、多目的ホール
		その他多くの市民が利用する居室
	通路等	玄関、エントランスホール
		廊下
その他多くの市民が利用する通路等		
外装		外壁等

#### 4 公共建築物の木造化、木質化を図るための措置

木造化、木質化の実施の判断については、市が整備する公共建築物を対象に、所管する部局において、別紙「喜多方市木材利用推進方針に基づくフローチャート」に基づき、事前検討を実施することとする。

#### 5 備品等における木製品の利用

市が公共建築物に導入する備品、消耗品のうち、次に挙げるものについては、木製品の導入に努めるものとする。

- (1) 机（事務用、学校用、OA用、会議室用長机、応接室用等）
- (2) 椅子（イベント用、会議室用、応接室用等）
- (3) ベンチ
- (4) 書棚
- (5) ロッカー
- (6) 記載台
- (7) パーテーション
- (8) その他、市民の目に触れ、木材使用の展示効果が高い備品、消耗品

#### 6 木質バイオマスエネルギー利用施設の導入

市が整備する公共建築物における暖房設備やボイラー等の設置に際しては、ペレットやチップ等の木質バイオマスを燃料とする施設の導入に努めるものとする。

#### 7 コスト面で留意すべき事項

第4の1から6までに基づき、市が整備する公共建築物における部材等に、木材又は地域材の使用を検討する際は、単純な価格による比較だけでなく、木材又は地域材利用の意義、効果等の付加価値を総合的に勘案し、建設費用や維持管理費用が著しく高くなる場合を除いて、できる限り木材や地域材を使用するものとする。

### 第5 公共建築物以外の建築物等における木材の利用促進

#### 1 民間建築物への地域材の利用促進

市は、民間事業者による施設の整備において、地域材を利用することへの理解を得るよう努めるとともに、地域材活用事例や地域材関連製品の紹介、情報提供等の支援を積極的に行うこととする。

#### 2 公共土木事業等における地域材の利用

市が実施する公共土木事業においては、できる限り地域材の使用に努めるものとする。

また、建設業者等に対し、木材を利用した技術や製品情報の提供を行い、土木工事等への地域材利用の促進を図ることとする。

### **3 木質バイオマスの利用促進**

市は、民間事業者等が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギー利用施設の導入に対する支援など、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとする。

## **第6 地域材の安定供給体制の整備**

### **1 地域材の安定供給に向けた支援**

市は、公共建築物等への地域材利用を推進するため、市内森林において間伐材の搬出や運搬を行う森林所有者、森林組合、林業事業者等の支援に努めるものとする。

### **2 関係団体間の連携体制の強化**

市は、公共建築物等の整備に供する地域材の円滑な供給を図るため、福島県、林業・木材産業関係者等との連携を促進し、地域材の安定供給体制の整備促進に努めるものとする。

## **第7 市民への普及啓発**

市は、公共建築物の整備や公共土木事業等における地域材の積極的な利用を通じ、木材が有する調湿性、断熱性、緩衝性、紫外線を吸収する効果、リラックス効果等木材の良さについてPRし、市民の理解を得るよう努めるものとする。

また、本市域の約7割は森林であり、これら森林を適切に整備することによって、水源のかん養、国土の保全、保健休養、地球温暖化の防止等の森林の公益的機能を適切に発揮させることができるとともに、地域材を利用することにより、建設時の消費エネルギーが低減されること等について、わかりやすい情報の発信に努め、地域材利用による循環型社会の実現に向けた意識醸成を図っていくこととする。

(別紙)

## 喜多方市木材利用推進方針に基づくフローチャート

### ○木造化の検討にかかる項目

No.	項目	○又は×	理由
1	建築基準法その他法令に基づいた木造化が可能である		
2	要求される品質、性能、耐久性、維持管理等の理由により木造化が可能である		
3	増築又は改築の場合にあっては、既存施設との機能上又は景観上の一体性及び調和がある		
4	災害応急対策活動に必要な施設に該当しない		
5	治安上の理由で木造化できない施設に該当しない		
6	危険物の貯蔵又は使用があるため木造化できない施設に該当しない		
7	文化財の収蔵等のため木造化が困難な施設に該当しない		
8	文化的価値が高く木造化が困難な施設に該当しない		
9	1～8の他、木造化が困難であると市長が認める場合に該当しない		

判定が全て○の場合 ⇒ **木造化**      判定に×がある場合 ⇒ **木質化**

第4の3表1の箇所  
について木質化

木質化が不可能な場合

少なくとも

### ○地域材の検討にかかる項目

No.	項目	○又は×	理由
1	法令等の規定に基づき地域材が使用できる		
2	要求される品質、性能の理由により地域材が使用できる		
3	地域材使用量等から勘案して地域材の供給が可能である		
4	1～3の他、地域材の使用が困難であると市長が認める場合に該当しない		

判定が全て○の場合 ⇒ **地域材**      判定に×がある場合 ⇒ **その他木材**

木造化・木質化に加えて

備品等における木製品の導入（机、椅子、ロッカー等）

・「○又は×」については、項目に該当する場合は○、該当しない場合は×とし、×の場合は理由欄にその理由を記入すること。